

令和8年度

いじめ防止基本方針

上田市立塩田西小学校

上田市立塩田西小学校いじめ防止基本方針

上田市立塩田西小学校

平成26年4月 1日 作成
9月17日 一部改正
平成31年3月22日 一部改正
令和 2年3月22日 一部改正

1 いじめ防止の基本方針

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「上田市立塩田西小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

- (1) 「いじめを絶対に許さない」学校、学級をつくる。
- (2) 子どもたち、教職員の人権感覚を高める。
- (3) 子どもたちどうし、子どもたちと教職員、教職員どうしの温かな人間関係を築く。
- (4) いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5) いじめ問題について保護者・地域、関係機関との連携を深める。

2 いじめ防止等の対策の為の組織

校務分掌に「生徒指導委員会（いじめ対策）・不登校等対策委員会」を設置する。構成は、校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター（発達障害児等を担当）、副特別支援教育コーディネーター（不登校傾向児を担当）、特別支援教育係、学年主任、養護教諭、学校運営委員とする。必要に応じ、心理や福祉の専門家、医師など外部の専門家等の参加を求めていく。

※年1回は、委員会に学校運営委員の出席をもとめアドバイスをいただく。その際、学校の実情に即して、「いじめ防止基本方針」が機能しているか評価していただく。

※人権・同和教育係、特別支援教育係、生徒指導委員会、支援委員会、解放子ども会担当との連絡・連携を密にする。

※他の委員会同様、委員会がきちんと機能しているか点検・見直しを行う。

3 具体的ないじめ防止の方策

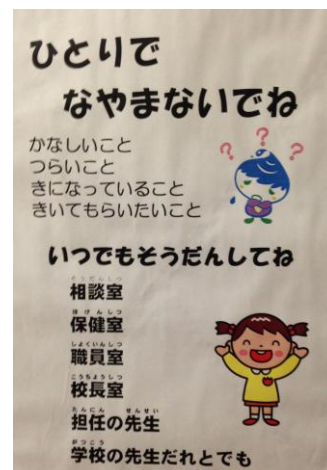
(1) いじめ防止の為の日常的な取り組み

- ① 子どもたち一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
- ② わかる・楽しい授業を行い、基礎・基本の定着をはかるとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③ 思いやりの心や命を大切にする心（みんなかけがえのない存在であることを理解）を道徳の時間や学級指導の時間、人権同和教育の時間（塩田西小人権同和カリキュラム）などの指導を通して育む。なかよし月間（11月）には、全児童と相談の機会を持つとともに、人権同和教育の授業を保護者地域の方々に公開し家庭でも話題にさせていただく。
- ④ 「いじめは決して許されないこと」という認識を子どもたちが持つようあらゆる機会の中で指導する。

- ⑤「見てみないふり」は「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、先生方や友だち、お家の方々に知らせたり（知らせることは悪いことではない）、やめさせたりすることの大切さを指導する。
 - ⑥情報教育（総合的な学習の時間）では、はじめに“情報モラル”を守ることを時間をかけてあつかう。
 - ⑦学級では昆虫を、学年ではウサギを、学校では花壇を大切に世話して育てる。校長講話や校長室だよりで、動物の話や命の大切さに触れる話をする。
 - ⑧職員は、子どもたちや保護者からの話を親身になって聞く。また、子どもたちの日記や保護者からの連絡帳をていねいに読む。
 - ⑨児童会による、なかよしを考える会、なかよし体育、なかよし清掃、なかよし給食などの活動。放送委員会による誕生日紹介放送。学年・学級の老人施設との交流など、子どもたちの考え、計画した活動を大切にあつかう。
 - ⑩解放子ども会会員の保護者、および社会指導員との連絡を密にし、解放子ども会と学級のかかわりを深め、解放子ども会会員を支え、ともに成長していく学級集団をつくる。（今年度、本校では会員は0人 東前山解放子ども会は）
 - ⑪「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、PTAや学校安全連絡協議会などの会合、学校だよりやホームページなどを通して伝える。
 - ⑫1学期の相談週間と「なかよし月間」に合わせてアンケート（いじめも含めて）を実施し、児童の様子を把握する。
 - ⑬年2回、「相談週間」を実施し、児童とのコミュニケーションを深めると共に、児童の実態を把握する。
 - ⑭全校でQ-U調査を実施し、子どもたちの学校満足度や集団での様子を客観的にみて、必要な児童への支援を行う。また、児童の思いを受け止め、個に応じた支援ができるように研修を行っていく。
- (2) 早期発見・早期対応の為の方策
- ①職員会の最初に、児童理解の時間を設け、“生徒指導委員会” “いじめ・不登校等対策委員会” “支援委員会” からの報告を基に、全職員で情報を共有する。子どもたちに急な変化があったり、職員の気づきがあったりした場合は、職員会や臨時職員連絡会で情報を共有し、全職員で注視する。
 - ②少しでも、子どもたちの様子の変化を感じたら、教職員は、積極的に声がけをする。教職員間の連絡も速やかに行う。
 - ③“いじめに関するアンケート（年度2回）” “Q-U検査の結果（年度1回）” 等を活用し、子どもたちの人間関係の把握や学校生活等の悩みなどを受容し、ともに解決していこうとする姿勢を示す。

(3) 相談体制

- ①いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、だれにでも相談できることや相談することの大切さを子どもたちに伝えていく。“ひとりでなやまないでね”のポスターを、校内のいたる所に掲示。
- ②6月となかよし月間（11月）に担任がクラスの全児童と相談する機会をとる。心の教室相談員は、1年間を通して、全校すべての児童と相談する。



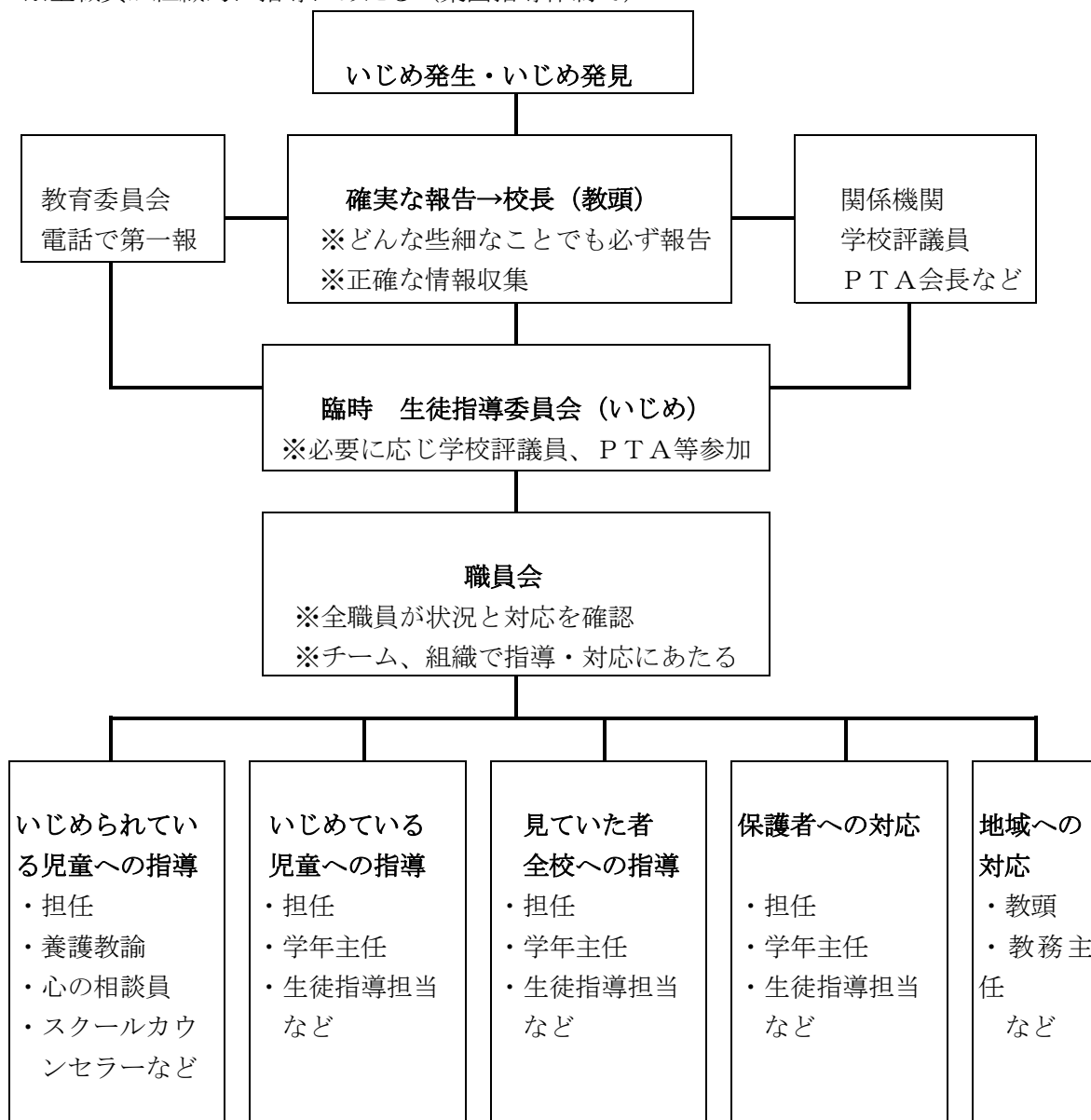
- ③担任は、子どもたちの訴えやつぶやきを聞き逃さないようにする。また、子どもたちの日記や保護者からの連絡帳をていねいに読み、児童や保護者の悩みや苦しみを見逃さないようにする。
- ④全職員、“元気のない子ども” “いつもと様子が違う子ども” “職員会で名前があがっている子ども” に積極的に声かけを行う。
- ⑤いじめに関する相談を受けた教職員は、速やかに校長・教頭に報告するとともに、委員会を通して全職員で情報を共有する。

(4) 校内研修

- ① “解放子ども会” についての職員研修（4月）
全職員が、地域の運動体の方や子ども会指導員の方を講師に、解放子ども会について学ぶ。
※休会中のため現在は実施しない
- ② “発達障害” についての職員研修（6月）
発達支援コンサルタントの小島悠紀先生を講師として「生徒指導研修」を実施し、発達障害について理解を深め、発達障害に関わるいじめ・トラブルを未然に防げるようにする。
- ③ 塩田地区学校職員会人権同和教育研修（7月）
塩田地域の全職員とともに、人権感覚を養うための研修を行う。携帯やインターネットをめぐる問題についても研修を深める。
- ④ 学級経営研修 Q-U検査の分析法など（8月）
学級経営の中間見直しのためのひとつの資料とするためQ-U検査を実施。特別支援教育コーディネーターを講師に、Q-U検査の分析法を学び、学級の状態をつかむ一助とするとともに、いじめ等心配される児童を把握する。
- ⑤ P T A人権同和教育講演会（11月）
11月の参観日では、保護者・地域の皆様に人権同和教育の授業を参観していただく。その後のP T A講演会では、保護者とともに人権感覚を養うためのお話、携帯やインターネットをめぐる問題についてのお話を聞く。
- ⑥ 中学校ブロック人権同和教育研修会（12月）
塩田中学校ブロックで、人権同和教育の授業を通して、人権感覚を養う授業はどうあったらよいかなど研修する。
- ⑦ 「塩田西小学校教職員の誓い」（守ろう塩田西小非違行為ゼロ）を機会あるごとに確認する。
第一条「子どもの人権を大切にします」 第二条「節度ある言動をします」・・・

4 いじめが見つかったときの対応（塩田西小学校いじめ対応マニュアル）

※全職員が組織的に指導にあたる（集団指導体制で）



5 重大事態への対処

(1)いじめが原因で、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合、「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」には、速やかに調査に着手し、上田市教育委員会に報告する。

(2) “上田市教育委員会の設置する組織”の指導の下に“塩田西小学校の「いじめ・不登校等対策委員会」を母体とする組織”を設置し調査・報告・対応に当たる。

※ “上田市教育委員会の設置する組織”の指導の下、「塩田西小学校いじめ対応マニュアル」にしたがって、迅速に対処する。

6 いじめを早期発見するための年間指導計画

学期	月	指導内容
一 学 期	4月	・学年、学級開き… 「みんな仲よく、いじめのない学校・学級づくり」の意識付け
	5月	・運動会に向けて… 一人ひとりの頑張る姿の認め合い、学級が一つにまとまる充実感の指導
	6月	・「なかよし週間」… 姉妹学級交流や児童会のなかよし企画による意識付け ☆「なかよし」アンケート①の実施 ☆Q-U検査の実施 ☆「相談週間」①の実施
	7月	・「楽しい水泳」… みんな仲よく安全な水泳の意識付け
二 学 期	8月	・「がんばった水泳」… 水泳における一人ひとりの頑張りを認め合う。 ☆Q-U検査についての研修
	9月	・音楽会に向けて… 学級・学年が仲よくまとまって演奏を創り上げる課程をとってお互いを認め合う意識付け
	10月	・音楽会… 一人ひとりの頑張りを認め合い、学年・学級が一つにまとまる充実感の指導
	11月	・「なかよし旬間」… 姉妹学級交流や児童会のなかよし企画による意識付け ☆「なかよし」アンケート②の実施 ☆「相談週間」②の実施
	12月	・マラソン月間、クラスマッチ… 仲よく協力して体力作りや、クラスマッチを楽しむことで学校生活の充実感を味わう
三 学 期	1月	・新しい年に向けて… 「みんな仲よく、いじめはしない」ことを年頭の誓いとする ☆スキー教室で、みんなで仲よく楽しめる冬の行事づくり
	2月	・「進級・卒業に向けて」… 1年間の一人ひとりの頑張りを確認し合い、残された学校生活を一層楽しいものにする意識付け
	3月	・「1年間のまとめ」… 友だちとの関わりを振り返り、友だちのよさをお互いに確認し、4月からの新しい学年への期待感の醸成